

「公共施設のあり方見直し（案）」についての意見を募集します

本市では、平成 28 年に「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和 36 年度までに公共施設の延床面積を 25%削減するという目標を掲げています。また、財政健全化プランにおいても、「公共施設のあり方見直し」は主要な取組項目となっています。

この目標の達成に向けた取り組みを加速させるため、令和 7 年 11 月に「笠岡市公共施設の見直し方針」を策定し、集会所・ふれあいハウス・老人福祉施設等を対象に、譲渡・廃止等の方針を定め、順次見直しを進めてきました。

こうした取組の中で、このたび、公園・スポーツ施設、北木島宿泊研修所及び職員住宅について、今後の方向性を示す「公共施設のあり方見直し（案）」を作成しました。

つきましては、笠岡市パブリックコメント手続規則に基づき、「公共施設のあり方見直し（案）」を公表し、皆様からのご意見を募集します。

■募集期間 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）から令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）まで

■公表資料 「公共施設のあり方見直し（案）」

■閲覧場所

- ・ 笠岡市ホームページ
- ・ 公有財産管理課窓口（笠岡市中央町 1 番地の 1）
- ・ 吉田文化会館（笠岡市吉田 2 1 6 9－3）
- ・ 白石島，北木島，真鍋島出張所
- ・ 市内地区公民館
- ・ かさしんアリーナ（笠岡総合体育館）（笠岡市平成町 6 3－2）
- ・ 笠岡中央病院体育センター（笠岡市民体育センター）
（笠岡市八幡町 1－9）

■ご意見を提出していただける方

- ・ 市内に住所を有する人
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人，法人及び団体
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- ・ パブリックコメント手続きに係る利害関係を有する個人，法人及び団体

■提出方法 閲覧場所にある所定の様式に記入するか、任意の様式に、住所、氏名、電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 持参する場合：公有財産管理課窓口に出提出してください。
- ・ 郵送する場合：〒7 1 4－8 6 0 1
笠岡市中央町 1 番地の 1 笠岡市公有財産管理課 あて
- ・ F A X の場合：（0 8 6 5）6 9－2 1 9 0（公有財産管理課直通）
- ・ 電子メールの場合：kouyuuzaisan@city.kasaoka.lg.jp

■公表方法 提出されたご意見については、意見の概要、笠岡市の考え方などをまとめ、笠岡市のホームページなどでの公表を予定しています。
公表にあたり、ご意見以外の情報（住所・氏名等）は一切公表しません。
なお、ご意見をいただいた方に個別には回答いたしませんのでご了承ください。

■お問い合わせ 笠岡市公有財産管理課 T E L（0 8 6 5）6 9－2 1 6 7